

契 約 書 (案)

業 務 委 託 名	名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院 環境整備業務委託
業 務 委 託 場 所	名古屋市緑区潮見が丘一丁目 77 番 名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院
契 約 金 額 (委 託 代 金 額)	¥ ※ (年額) (うち取引に係る消費税及び地方消費税等の額 ¥ ★)
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日まで
委 託 代 金 の 支 払 場 所	公立大学法人名古屋市立大学
委 託 代 金 の 支 払 方 法	口座振替
契 約 保 証 金	免除
特 約 条 項	別紙「消費税等率変動に伴う契約金額変更の特約条項」あり

上記の業務委託について、公立大学法人名古屋市立大学(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)とは、次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

第 1 条 乙は、甲の提示した別紙仕様書により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、業務の遂行についてその従業員を指揮命令するとともに、事業主として、財政上及び労働基準法をはじめとする関係法令上のすべての責任義務を負う。なお、業務開始前に担当する業務員の役割、氏名等のリストを甲に提出すること。

第 2 条 乙は、この契約について契約書及び仕様書に明示されていない事項でも履行上当然必要な事項については、甲の指示に従い、契約金額を変更することなく、これを行うものとする。

第 3 条 甲は、必要があると認めるときは、受託者と協議のうえ、業務の内容及び契約期間を変更することができるものとする。

第 4 条 乙は、契約金額を月毎に分割し、毎月業務完了後、乙からの請求に基づき、その翌月に支払うものとする。

2 契約代金の支払については、別表のとおりとする。

3 契約代金の支払場所は公立大学法人名古屋市立大学とし、その支払方法は、乙の申し出により甲の主要取引銀行と為替取引のある金融機関の乙の預金口座に口座振替をすることができる。

4 前項にかかる振込手数料は、甲の主要取引銀行と乙の指定する銀行が同じである場合は甲の負担とする。異なる場合は、乙の負担とする。

第5条 甲は検査の結果、契約に定めた事項に適合しないと認めるときは、契約金額を減殺もしくは清掃事項を変更し、または契約を解除することができる。

第6条 甲または乙は、天災地変、同盟罷業その他さけることのできない特別の理由により契約の履行が不可能になったときは、契約の解除または期間内における一部中止を請求することができる。

第7条 作業中に乙または乙の使用人によって建物の一部または備品その他の物件を毀損したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (3) 契約の履行にあたり、係員の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 自己の都合により契約の解除を申請したとき。
- (5) 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
- (6) その他自己または、その代理人が契約書に定められた条件に違反したとき。
- (7) 自己の責に帰すべき理由により契約の履行が不能となったとき。

2 前項の規定によって契約を解除した場合においては、乙の納付に係る契約保証金は、甲が取得する。ただし、契約保証金が納付されていない場合で、乙が履行保証保険契約を締結しているときは、甲はその保険金を取得し、その他のときは、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

第9条 第5条、第6条及び第8条の規定により契約解除または期間内の一部中止を決定したときは、その時点より契約代金の減額を行う。

第10条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、第8条第1項第2号に規定する不正の行為とみなし、契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条第1項又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令又は第50条第1項に規定する課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙が、独占禁止法に違反するとして、独占禁止法第66条第4項に規定する審決を受け、当該審決が確定したとき。

- (3) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法(明治40年法律第45号。以下「刑法」という。)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。
- (4) 前各号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の3若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 第8条第2項の規定は、前項による解除の場合に適用する。

第11条 乙がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は請負代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に請負代金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額を付して支払わなければならない。

ただし、次の各号に該当するときは、この限りではない。

- (1) 前条第1項第1号、第2号及び同項第4号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。
- (2) 前条第1項第3号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し、刑に処せられたとき、又は同項第4号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の3の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第4号については、刑法第96条の3の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額をこえる場合は、甲は、その超過分につき賠償を請求することができる。

第12条 甲及び乙は、次の各号に定める事項を表明し、かつ保証する。

- (1) 甲又は乙等(甲及び乙との下請契約その他の契約相手方をいう。以下この条において同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員、支配人及び営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団を始めとする集团的に若しくは常習的に不法行為を行うおそれのある組織(以下この条において「反社会的勢力」という。)の関係者(以下この条において「反社会的勢力関係者」という。)ではない、又は関係者ではなかった。
- (2) 甲又は乙等の役員等又は使用人が、反社会的勢力、反社会的勢力関係者、反社

会的勢力関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等ではない、又は反社会的勢力若しくは反社会的勢力関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等(以下この条において「反社会的勢力関係者等」という。)を利用しない。

- (3) 甲又は乙等の役員等又は使用人が、反社会的勢力関係者等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与しない。
 - (4) 甲又は乙等の経営又は運営に反社会的勢力関係者等の実質的な関与がない。
 - (5) 甲又は乙等が自らもしくは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術若しくは脅迫的言辞を用い、甲又は乙等の名誉を毀損し、又は、相手方の業務を妨害し、若しくは妨害するおそれのある行為を行わない。
 - (6) 前5号に掲げる場合のほか、甲又は乙等の役員等が、反社会的勢力関係者等との間で社会的に非難されるべき関係を有していない、又は有していなかった。
 - (7) 甲又は乙は、前項各号に定める事項にかかる事実確認を目的として、相手方が行なう必要な調査に協力するものとする。
- 2 甲又は乙は、この契約の相手方が前項に定める誓約等に違反したときは、第8条に基づき、この契約を解除することができる。

第12条 甲は、この契約において、乙から徴収すべき金額があるときは、その金額と乙に支払うべき契約代金又は返還すべき契約保証金と相殺する。

第13条 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に対し再委託することはできない。ただし、甲が書面による再委託の許可を事前にした場合はこの限りでない。

- 2 前項ただし書きにより再委託が可能となる場合であっても、乙は、再受託者に対して本契約における乙の義務と同様の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負う。

第14条 この契約書及び仕様書に関して疑義が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、双方記名捺印のうえ、甲、乙各自1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地
公立大学法人名古屋市立大学
代表者 理事長 郡 健二郎

乙 受託者

別表

各月の支払金額等	4月	—	円	11月	円	
	5月		円	12月	円	
	6月		円	1月	円	
	7月		円	2月	円	
	8月		円	3月	円	
	9月		円	4月	円	
	10月		円	5月	円	
	総支払月数				12 月	
	総支払金額				円	

注) 1 支払日は、履行月の翌月月末とする。(支払日が金融機関休業日の場合は、その直前の金融機関営業日とする。)

2 各支払期の支払額に変更がない限り、各支払期ごとの請求書の提出は不要。

3 金額は、消費税等を含んだ額。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 乙は、本件業務を履行するに当たり、名古屋市情報あんしん条例（平成 16 年名古屋市条例第 41 号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号。以下「保護条例」という。）その他関係法令を遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 乙は、本件業務に関して知り得た公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(機密情報の取扱いに関する特則)

第 4 乙は、本件業務を処理するために、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りではない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第 8 乙は、取得情報が記録された資料のうち甲から取得したものを保有する必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。
2 乙は、前項に規定する場合を除き、取得情報を保有する必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(情報の授受)

第 9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

(報告等)

第 10 乙は、甲が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2 乙は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第 11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、あんしん条例施行細則及びこれらに基づく諸規程を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。
(1) 契約を解除すること。
(2) 損害賠償を請求すること。
(3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条の規定に基づきその旨を公表すること。

- 2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

- 第13 乙は、本件業務が特定個人情報（保護条例第2条第7号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。
 - 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
 - 3 乙は、第1項及び第2項に規定する事項のほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

※ 個人番号関係事務の場合は、「第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。

(電子情報の消去に関する特則)

- 第14 乙は、甲が所有する記録媒体の廃棄又は貸借している記録媒体の返却に当たり、本件業務により当該記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法によらなければならない。
 - 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。